

## 1 在日米軍司令部の赤坂プレスセンターへの移転について

15日の新聞を見てびっくりしました。

在日米軍司令部の横田から赤坂プレスセンターへの移転は、「日米指揮統制の強化」を狙ったものといわれている。司令部が移転されれば数百人もの司令部要員や警備部隊の配備が想定され、ヘリの飛来も拡大する恐れがある。移転となれば、青山公園の接收など、基地の拡張が問題になる。首都のど真ん中に米軍基地があること自体が異常なのに、司令部が来れば、恒久化につながり、毎年撤去要請してきた港区と港区議会、区民の意向とは逆行することになる。有事があれば真っ先に狙われるのが司令部で、周辺住民には危険が増大する。

### 【質 問】

- ① 東京都とも協力し、米軍司令部移転に反対の申し入れをすること
- ② 議会と行政で緊急申し入れを行うこと

※2点目については議長の答弁も求めます。

### 【区長答弁】

在日米軍司令部の赤坂プレスセンターへの移転が検討されているという報道を受け、国に対して情報提供を求めたが、国からは、具体的な場所も含め、現時点で何ら決まっていることはないとの回答を得ている。確かな情報がない中で、国に対して反対の申し入れを行う予定はないが、国に対して継続して情報提供を求めるなど、情報収集に努める。

引き続き、防衛省や東京都などの関係機関に対する基地撤去の早期実現に向けた要請については、区議会の皆様と相談しながら行っていく。

### 【区議会議長答弁】

行政とともに緊急申し入れを行うことについては、今後の情報や区長部局との調整を踏まえ、各会派の皆さんにご相談する。

### 【再質問】

移転が決まってからの申し入れでは遅い。再度答弁を求める。

### 【区長答弁】

現時点では報道のみであり、それをもって申し入れすることは適切ではないと考える。国に対し、継続して情報提供を求めるなど、情報収集に努めていく。

## 2 「平和の灯」のバックアップ電源について

私が芝公園を早朝ウォーキングしたときに、平和の灯の炎が消えていることに気づいた。慌てて担当課長に連絡、調べてもらった結果、周辺で停電があった影響らしいとのことだ。1週間

ほどで修復されたが。

**【質 問】**

周辺の停電でも大切な「平和の灯」が消えないようバックアップ電源を設置すること

**【区長答弁】**

平和の灯が設置されている区立芝公園周辺で停電が発生した場合、ガスの供給を制御する電源装置が止まることで灯が消えてしまうことがある。この際は、手動でガスの供給を行い、平和の灯の種火から再点灯している。今後、平和の灯を絶え間なく灯し続けるために、バックアップとなる無停電電源装置の設置の可能性について、調査する。

また、停電情報を確実に区内で共有し、灯が消えた場合には、速やかに再点灯できるよう体制を整える。

### 3 保険証廃止による区民の不安を区の責任で取り除くことについて

健康保険証の新規発行停止が12月2日に迫る中、「現行保険証を存続してほしい」との国民の声が高まっている。厚生労働省やデジタル庁は、手のひらを返したように「マイナ保険証」ゴリ押しの姿勢から態度を一変。「マイナ保険証が無くてもこれまで通り医療が受けられますのでどうぞご安心ください」などと呼びかけ、国民の不安の払しょくに懸命だ。資格確認書で安心して医療を受けられるならそもそも保険証を廃止する必要はない。

現行保険証が有効の間は、マイナ保険証のトラブルにも対応できるが、問題はその後だ。港区は『資格確認書』は「マイナ保険証」を持っていない人にものみ発送するとしているが、間違わず選別できる保証はない。渋谷区などではすべての国保加入者に資格確認書を発送すると決めた。

**【質 問】**

「マイナ保険証」のトラブルに対応するためにも、すべての国保、後期高齢者医療加入者に「資格確認書」を発送すること

昨日付け(11/27)東京新聞に「港区のマイナ勧誘、住民『まるで脅迫』」という記事が掲載された。「マイナ保険証の利用率が国からの交付金に影響する。交付金の増額により保険料を減らすことにつながる」との記載に「あなたが申請しないために皆の保険料が上がる可能性がある」と言われているようだ。投稿した読者は話している。このような区民を混乱させ惑わせ、脅迫だなどと言わせる記述はすべきではない。撤回するよう強く要望する。

**【区長答弁】**

「資格確認書」は、国民健康保険法等に基づき、マイナ保険証を保有していない人に発行するものとされている。後期高齢者医療制度では、12月2日以降の新たな転入者や被保険者証の内容の更新が必要な方などに対し、マイナ保険証の有無によらず「資格確認書」を交付するが、来年度の更新期間までの暫定措置とされている。

全ての被保険者へ「資格確認書」を交付することは予定していないが、発行済みの被保険者証が来年の有効期限まで利用可能であることや医療機関等を利用する際に持参するものなど、引き続き正しく理解していただけるよう丁寧に周知していく。

## 4 選挙公報を確実に区民に届けることについて

10月の衆院選挙で、区内広範な地域において選挙公報が届いてないという大問題が起きている。私が聞いただけでも三田、白金、芝浦のマンションで投票日まで届いていない。港区は選挙広報の配布を株式会社「アト」に委託している。

### 【質 問】

- ① なぜこのような事態が起きたのか、区選管として検証を行うこと
- ② また、今後同じことを繰り返さないためにはどうしたらよいか。配布事業者の選定も含め、チェック体制をどのようにするか明確にすること
- ③ さらに、以前のような新聞折込みも一つの手段として検討を進めること

### 【選挙管理委員会委員長答弁】

先月の衆議院議員選挙において、選挙公報が届かないとの連絡を受けた場合、選挙管理委員会は個別配送等で迅速に対応したが、事業者からは、短期間での配布を行ったため、一部配布漏れが発生した可能性がある旨の報告を選挙終了後に受けた。

選挙管理委員会は、この事態を重く受け止め、今後、委託の仕様には、十分な経験を有した配達員の配置を明記する他、日々の配達報告を受け配達状況を確認できる事業者を選定する等、改善していく。

また、現時点では新聞折込みを再開することは予定していないが、セキュリティが高く選挙公報の配布を拒否されているマンション等に対しては、選挙管理委員会の職員が、直接マンション管理の担当者に選挙公報の配布の必要性への理解を求めると、選挙公報が確実に届けられるよう粘り強く取り組んでいく。

## 5 人工芝のマイクロプラスチックの流出抑制について

私たちはこれまでも人工芝が子どもたちの身体に与える影響にとどまらず、環境に悪影響を与えることを指摘してきた。スポーツ施設や校庭で使われる人工芝は、マイクロプラスチック(MP)汚染の主要な発生源の一つになっている。MPは世界各地の魚介類、水道水、食塩などから検出され、人の母乳や便からも見つかっており、放置できない大問題だ。区立学校では、排水溝に流出防止を行い、効果を上げている。

### 【質 問】

- ① 区立の運動施設(麻布は実施)でも、流出抑制対策を実施すること
- ② 併せて、今後は人工芝の使用をやめること

### 【教育長答弁】

麻布運動場に設置をしているマイクロプラスチックの流出抑制装置は、破断された人工芝やゴムチップ等が装置内に回収され、流出抑制に大きな効果が確認されたことから、人工芝を使用している他の5か所の区立運動施設についても、順次、設置していく。

天然芝は日照時間の確保や養生期間が必要であり、年間を通してグラウンドの使用ができないことから、教育委員会では、学校や運動場に人工芝を順次整備をしている。

人工芝については、近年、各メーカーによる技術開発により、マイクロプラスチックの原因となる芝の破断やゴムチップの流出について対策が進められている。また、弾力性の向上や摩擦熱の低減、夏場における表面温度上昇の抑制なども進んでおり、機能性や環境配慮の面においても安全に使用できるものと考えている。

## 6 5歳児健康診査の実施について

1歳6カ月、3歳児、就学時健診は法律で義務づけられているが、5歳児健診は自治体の判断だ。こども家庭局は、「幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長・発達に影響を及ぼす時期であること。」として5歳児健診に向けての動きを進めている。

### 【質 問】

23区では千代田、目黒、板橋、葛飾、大田の5区で実施。港区民からも実施を求める声が届いている。港区でも早急に実施すること

### 【区長答弁】

5歳児健康診査は、対象となる年齢すべての幼児に対し集団健診を実施するとともに、発達障害等と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることが求められている。今後は、5歳児健康診査の実施に向けて、幼児の発達等に習熟した医師や心理職などの専門職の確保に加え、発達障害等と判定された幼児への支援体制などの検討を進め、実施に向けた体制の整備に努める。

## 7 神宮外苑のイチヨウ並木を将来に向けて維持することについて

私たち共産党議員団は、これまでも、だれでも参加できる説明会の開催を事業者に要請することを区長に求めてきた。区長は事業者に対し「説明会などの場で出された意見や要望について、真摯に受け止め、対応を検討するように求める。今後も、地域や多くの方々の理解を得るため、事業全体の計画について、丁寧な説明に努め、意見や要望には可能な限り対応するよう指導する。」と答弁された。

新宿区側の樹木は伐採が始まっている。新宿区は区道の廃止を議会にかけることなく、三井不動産と協定を結んだとして大問題となっている。

### 【質 問】

- ① その後の進捗と事業者側の回答を区民に周知すること
- ② また、再度になりますが、参加者の範囲を区切らない、時間切れで質問できないことの無い説明会の開催を事業者を求めること
- ③ 港区は特別区道上の18本のイチヨウを守らなければならない。移植などと言わずに現地保存を事業者を求めること

### 【区長答弁】

区は、積極的な情報発信を事業者に文書で要請するなど、区民等に分かりやすい情報発

信に努めるよう指導してきた。これを受け、事業者は事業の内容や説明会における質疑応答内容等を事業者のホームページで公開し、周知している。引き続き、区民の皆さんをはじめ、多くの方々に事業の計画や内容について理解を得られるよう、積極的な情報発信について、事業者に要請していく。

区は、事業者に対し、説明会の場に出された意見や要望に、真摯に耳を傾け、可能な限り事業計画に反映するとともに、区に対し寄せられた意見についても事業者に伝え、対応を検討するよう求めている。説明会の開催については、今後も、状況に応じて求めるとともに、多くの方にご意見いただけるよう広く一般に開かれた説明会を求めている。

区は、神宮外苑地区市街地再開発事業の事業計画に係る道路などの公共施設については、令和4年3月に東京都が決定した都市計画の内容と整合が図られていることを確認し、同年12月に都市再開発法に基づき、公共施設管理者として同意している。

また、区は、昨年、事業者に対し区道上のいちょうについて、移植や保全の方針を具体的に検討し、その内容を早期に示すよう文書で要請した。今後、具体的な移植や保全の方法について早期に示すよう、事業者を指導する。

## 8 公衆トイレの改善について

港区は「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針を定めた。区民、在勤者をはじめ、国内外から港区を訪れる全ての方々に向けて安心して気持ちよく利用できる公衆トイレを「おもてなし」の気持ちを持って提供していくことを目指す。これが理念だ。大門公衆トイレは、小用が手前に2個、その奥に個室がある。女性が安心して利用できるトイレとはいえない。

### 【質 問】

問題があるのはここだけではない。区内すべての公園、児童遊園を含めた公衆トイレについて、女性の目線、高齢者・障害者目線でチェックし、その結果を整備方針に生かすこと

### 【区長答弁】

区が現在実施している公園等利用実態調査は、公園や児童遊園のトイレを含む全ての公衆トイレの施設や利用の状況を対象としている。また、「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針の策定に当たっては、女性の利用ニーズに応えられるよう利用者にヒアリングやアンケート調査を実施した。バリアフリーについても導入すべき機能を整備方針に反映している。

今後、本年5月に策定した整備計画に基づき計画的に公衆トイレを整備するとともに、大門際公衆便所のように物理的に制約がある場所についても、様々な調査結果を踏まえ、可能な限り改善を図っていく。

### 【再質問】

観光客の利用もあるため、大門交差点公衆便所だけでも即改善を求めたく、再度答弁を求める。

### 【区長答弁】

大門交差点公衆便所のように、物理的に制約がある場所についても、様々な調査結果を踏まえ、即座に可能な限り改善を図っていく。

## 9 障害者の親亡き後の対策について

障害のある人とその家族の多くが、「親が亡くなった後、残された子どもはどうなるのか」、「世話を誰がするのか」、「入れる施設はあるのか」など強い不安を持っている。

別府市では 2013年「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」(通称「ともに生きる条例」)を制定。23 条で「市は、障害のある人を保護する者が、死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する、

総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。」と規定している。群馬県などでも同様の動きが始まっている。

### 【質 問】

障害者団体の意向も聞きながら、代表者と区の担当部署が別府市に行き具体的な取り組みを視察するなどして港区でも条例の制定、施策の展開を図ること

### 【区長答弁】

区は、港区障害福祉計画において、障害者が親なき後も安心して暮らせるための支援の充実を掲げている。現在、南麻布三丁目の日中サービス支援型グループホームに加え、旧麻布保育園跡地での施設整備を進めるとともに、専門のコーディネーターが障害者の親なき後を見据えながら、生活に必要なサービスなどを盛り込んだ生活プランを作成する新たな支援策にも取り組んでいる。

現時点では直ちに条例の制定を考えておりませんが、今後、別府市を始めとした他自治体の取り組み状況を把握し、条例制定の意義や効果など、情報収集に努める。

## 10 高齢者エアコン購入費助成に設置費用を盛り込むことについて

区では高齢者エアコン購入費助成額を2024年度から7万7千円に引き上げたが、他自治体と比較してむしろ低い方だ。墨田区・板橋区は上限10万円、豊島区は8万円。葛飾区や練馬区はエアコン本体の助成に加えて設置費分を助成している。区内電気店は「7万7千円では到底設置できない。設置の際の駐車場代などもかかる」としている。

### 【質 問】

エアコン購入費助成額は現行の7万7千円に設置費用を加えた額に増額すること

### 【区長答弁】

エアコンの購入及び設置にかかる費用が、自宅の状況や購入する機種によって異なる中、区は、生活保護費で認められているエアコンの基準額に、量販店の価格調査による標準設置工事費相当額を加え、本年4月に、助成額の上限を7万7千円に引き上げた。さらなる増額につきましては、市場価格の動向も踏まえ、検討していく。

### 【再質問】

区内の電気店に、設置費用はどれくらいかかるか調査すべきと考えるが、再度答弁を求める。

### 【区長答弁】

本事業で区内電気店を購入先として利用している高齢者も複数確認している。エアコン設置に係る経費は、高齢者世帯の状況により異なるが、設置に当たっては、助成金以内で、購入できる機器を一緒にお探しするなど、早期にエアコンを設置していただけるよう支援している。助成金額の設定に当たっては、エアコン本体の購入費用は生活保護費で認められている金額を参考にするとともに、標準設置工事費については、適当な市場価格と比較検討していく。

## 11 私立小中学校等にも区立小中学校で負担している給食費相当額を支給することについて

すでに新宿、中野、杉並、墨田、文京区では実施している。このことは、今まで何度も質問してきた。今回は予算編成の責任者である区長の見解を聞くものだ。区立でも私立でも同じ区民、児童生徒を同等に扱うべきだ。

### 【質 問】

私立小中学校等に通う児童生徒と不登校児童生徒に、区立小中学校で負担している給食費相当額を支給すること

### 【区長答弁】

私立小・中学校等の児童・生徒の保護者への支援については、子どもへの総合的な支援の在り方を検討する中で、慎重に判断すべきものと認識している。

予算編成を担う区長として、効果的・効率的な予算案を調製していくとともに、引き続き教育委員会とも連携し、子育て家庭の保護者の負担軽減に取り組んでいく。

## 12 奨学金の返済免除について

今定例会に、給付型奨学金の対象年収を大幅に拡大する議案が提案される。区民には喜ばれると思う。一方、貸付型奨学金を受けた人たちは働きながら返済しているが、賃金は上がらず物価の高騰で大変だ。

### 【質 問】

給付型との公平性からみて、貸付型奨学金の返済を免除すること

### 【教育長答弁】

令和3年度に返還不要の給付型奨学金を開始する際、制度間の公平性を図るため、貸付型奨学金に返還免除規定を導入した。

また、本定例会において、返還免除の要件を更に緩和するための条例改正案を提出している。全ての貸付者に対する返還免除は考えていないが、返還が困難な方には、返還額の一時減額や返還猶予を行うなど、引き続き、きめ細かな対応に努めていく。